

公示用

令和 6 年度 施行 (単独)

東雲中央線路面改修工事 (路盤)

現場説明書及び特記仕様書

八雲町 建設課

現場説明書

【1】適用

1) 施工仕様

この工事の技術的要件、施工方法、及び施工上の制約条件は、北海道建設部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）を適用する。また、共通仕様書を補完し、当該工事固有の技術的要求かつ施工条件明示に係る事項を、別添「特記仕様書」に定め、これを適用する。

2) 設計図書等

この工事において、契約上の制約を有する設計図書、またこれを有しない参考資料は、北海道建設部が制定した土木工事積算基準（以下、「積算基準」という）、土木工事工種体系化の手引き（以下、「体系化」という）、及び土木工事数量算出要領（以下、「算出要領」という）に基づき作成している。なお、これらに定める基準及び事項については、次のとおり扱っている。

- a) 機械施工と人力施工等、施工方法の区分は図面等から判断しているが、機械施工が困難である場合を除き、機械施工としている。
- b) 各基準において標準工法や標準機種が定められている場合、又は別添「特記仕様書」等で明示している場合を除き、標準工法・機種で積算している。
- c) a) b)については請負者の任意施工を拘束するものではない。但し、現場条件等により、これにより難い場合は必要に応じて設計変更する。
- d) （体系化で定めるところの）規格・摘要欄の明示した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。
- e) 変更設計図書等の作成及びこれに係る調査等は、請負者が行う場合がある。

3) 竣工書類

この工事の竣工書類は、共通仕様書及び算出要領等による他、八雲町建設課・建設管理課が策定した「土木工事竣工書類作成実施要領」を適用する。また、この提出に係る編纂仕分けは、本要領の『(必要提出) 竣工書類総覧』頁でいうところの「A」をもって基本とする。

4) 参考とする図又は資料

これは、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については請負者の任意施工を拘束するものではない。但し、現場条件等により、これにより難い場合は必要に応じて設計変更する。なお、設計上過大な計画に対して変更するものでない。

5) その他

- a) この他、数量算出に係る書面、設計計算に係る書面等、契約上の効力を有する設計図書、またこれを有しない参考資料等が存する場合にあっては、その求めと必要に応じて、入札参加者及び請負者に提供されるものとする。
- b) 支障のない範囲で、その他の図書類を適用又は準用する場合がある。

【2】手続き（工事関係書類等）要件

八雲町当該課における手続きについては、契約書をはじめとし、仕様書、八雲町策定の「建設工事競争入札心得」、広告通知書類等を踏まえた上で、以下を適用する。

1) 落札後契約前

- a) 落札金による積算内訳書(見積書)の提出は、原則、課せられ、工種及び種別までの内容で、確認又は聴取を受ける。
- b) 建設リサイクル法に係る協議書の提出は、支障のない範囲で、課せられない。
- c) その他()

2) 契約後完成前

- a) 前払金の請求は、規定の範囲で、できる。
- b) 契約保証は、規定の範囲で、課せられる。
- c) 工事工程表、現場代理人及び主任技術者等指定通知書、同経歴書、労災保険成立の証の提出は、契約日から5日以内に課せられる。
- d) 下請負人選定通知書及び再下請負通知書の提出は、規定の範囲で、課せられる。
- e) 建設業退職金共済機構又は中小企業退職金組合に係る掛金収納届(変更した場合も同じ)及びこれの実績書の提出は、規定の範囲で、課せられる。なお、現場事務所等に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。
- f) 八雲町管理敷地の占用に係る協議及び許可の申請は、支障のない範囲で、課せられない。
- g) 建設リサイクル法に係る説明、届出、及び報告の書は、支障のない範囲で、課せられない。
- h) 施工体制台帳及び施工体系図の提出は、規定の範囲で、課せられる。
- i) 工事カルテの確認及びその受領写しの提出は、規定の範囲で、課せられる。
- j) 施工計画書の提出及び承諾は、施工に先立ち、課せられるものとする。
- k) 材料等の承認願いの提出及び承諾は、施工に先立ち、課せられるものとする。
- l) 施工に係る協議等は、原則、文章をもって行う。但し、緊急を要する場合等は口頭も可とし、追って文書に替える。
- m) 段階確認・立会等は、原則、文章をもって行う。但し、緊急を要する場合等は口頭も可とし、追って文書に替える。
- n) 工事標識(工事件名版)にあっては、共通仕様書に準じ、さらに請負金額(変更した場合も同じ)を明示すること。

3) 完成後受渡前

工事完成通知書の提出にあっては、工事全容が簡潔に理解(把握等)できる完成写真、及びこれ(原則、同位置)の着工前写真の編纂(A4版)を付さなければならない。(この工事は、1部提出をもって課せられる)

なお、工事の性格上、主体工種が隠れたり又は喪失する等、全容の理解度を高める必要がある場合にあっては、部分完成及び状況等の写真編纂を加えるものとする。

【3】積算補足

- a) 積算基準日は4月23日とする。
- b) 間接工事費及び一般管理費等の率算・・・八雲町建設課 単独土木事業積算要領 準拠

【4】問い合わせ

見積用参考資料、設計図書、及び積算等に関する質問事項がある場合は下記による。

問合せ先	八雲町建設課土木係
質問形態	原則、文章（但し、支障のないものと判断するときは口頭で受ける場合がある）
回答形態	原則、文章（但し、支障のないものと判断するときは口頭で応ずる場合がある）
質問期限	指名通知書類による。
その他	<ul style="list-style-type: none">・質問の内容によっては回答できない場合がある。・質問回答書は、原則、公示する。（但し、支障のないものと判断するときはこの限りでない）

特記仕様書

(総則)

- 1) 本書は、北海道建設部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）を補完し、当該工事固有における技術的な要件、及び施工上の制約条件を定める。
- 2) 本書に明示している事項は、設計図書さらには契約図書の一部であり、かつ共通仕様書より優先するが、これら又はその他参考資料と内容が一致しない場合は、必要に応じて、発注者と請負者は協議できる。
- 3) 本書の明示内容に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、発注者と請負者による協議の上、必要に応じて、契約変更を行う。なお、明示していない内容又は不明確な事項についても、契約書の関連する条項に基づき、必要に応じて、発注者と請負者は協議できる。

(索引)

- ・道路土工について
- ・路盤工について
- ・建設リサイクル法について
- ・交通規制について
- ・排出ガス対策型建設機械の使用について

八雲町 建設課

排出ガス対策型建設機械の使用について（特記仕様書）

- 1) 当該工事において建設機械を使用する場合は、現場作業環境の改善、及び大気環境の保全を目的として、積算基準で認める排出ガス対策型建設機械（以下、「排対機械」という）を使用することを原則とする。
- 2) 排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下、「排対機械等」という）を使用することで排対機械と同等とみなす。
- 3) 但し、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、理由書を監督員に提出すること。
- 4) 施工計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを使用機械一覧に明記すること。
- 5) 施工現場において排対機械等の使用を確認（指定ラベル）できる写真撮影を行い、監督員に提出すること。
- 6) 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

施工条件明示（特記仕様書）

【前提事項】

受注施工者(請負者)は、この工事を円滑に進捗させるために、設計図書等と現場の詳細な精査、厳正な施工管理、及び安全かつ環境対策を十分講ずることはもちろんのこと、関係者及び地域等の民生安定と積極的な調整をはじめ、これの協力及び理解を得て、また関係法令等に準拠しつつ、監督員との密な連携の下、全責任をもって、結果、トラブル等が生じることなく、完遂しなければならない。

当該工事として、このことを踏まえた固有要件を、あらかじめ、以下に明示するので、留意すること。

1. 関係者協議

これについて、あらかじめ次に示すので、事前調整及び説明、並びに打合せ、確認等を図り、もって監督員に報告すること。なお、これ以外の協議についても必要あるものは行うものとする。

2. 段階確認

次に掲げる事項については、監督員による臨場の確認を要する。但し、臨場(願い)に係る設定は、発注者の勤務時間内であることに配慮すること。

工種／種別 細目／規格等	対象	区分	確認時期	摘要（試験及び測定項目・確認概要・留意事項・補足説明・その他）
全般	その他	準備	施工直前時	現地確認及び状況説明
路盤工	品質	施工	施工途中時	現場密度試験・路床出来形・下層路盤出来形・上層路盤出来形
排水構造物工	出来形	施工	施工途中時	基礎碎石出来形

〔留意事項〕

- [1] この試験及び測定等に係る確認の頻度は、監督員の指示による。但し、臨場から机上に替える場合がある。
- [2] この試験及び測定等に係る確認の方法及び規格(相当値)は、設計図書又は監督員が指示するその他の図書類による。
- [3] これは、あくまでも重点監督事項であって、(共通・特記)仕様書により請負者が行うべき施工管理と混同しないように留意すること。
- [4] さらに詳細に、又はこれ以外に、監督員より指示する場合がある。

4. 工程調整

- (1) 関連工事との調整、気象、及びその他の環境状況等を見極めて、施工の着手及び進捗を図ること。
- (2) 無計画な自己都合による着手遅延又は現場放置は、厳に慎むこと。
- (3) 残土置き場において現損残土を敷き均し（押土整形）を契約後速やかに着手すること。
- (4) 交通規制について第三者立入禁止措置、歩行者通路の確実に実施すること。

5. 現場監理

- (1) 工事敷地（道路敷地及び八雲町管理敷地）内利用をもって施工すること。
- (2) 通行規制及び開放に係る管理責任は、原則、契約後から下層路盤の完成かつ監督員が承知するまでとする。なお、この第三者走行及び沿道駐車車両に対する安全確保と路盤開放に伴う防塵及び汚泥対策は散水等により十分講ずること。
- (3) 品質確保及び瑕疵防止のため、改良工事での路床路盤施工状況について、舗装工事者による確認（立会）ができるものとする。

6. 連絡体制

やむを得ず、休日（休序日含む）及び夜間に工事を行う場合、又は休暇する場合にあっては、あらかじめ、監督員に報告すること。
また、常日頃から監督員との連絡を密にし、時間が問わない緊急時における体制と対応を整えておくこと。

7. 取り合い

当該工事と周辺との取り合いについては、十分留意（配慮）すること。特に、すりつけ等民地との取り合いは、さまざまなトラブルが予測されることから、誠意と協調による対応に努めるものとする。

8. その他

- (1) その他不明な事項等があれば監督員と協議すること。また、この他の特記仕様については別添のとおりである。
- (2) 契約後、速やかに現地起工測量に着手し、計画変更に伴う設計変更がある場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- (3) 残土置き場における起工測量について速やかに着手し現況図を監督員に提出すること。

道路土工 特記仕様書

〔当該工事における本旨説明と留意事項〕

1) 標準仕様・・・当該工事は、次の施工分類をもって標準とする。

種 別	細 目	摘要（規格事項・管理事項・留意事項・補足説明・その他）
掘削工	土砂掘削	バックホウ（掘削・置土）
作業残土処理工	作業残土処理	ブルドーザ・バックホウ 残土置き場整地

2) 監理留意・・・上記の他、品質確保のための施工管理に係る肝点について、あらかじめ、下記に明示するので、とくに留意すること。

種 別 ・ 細 目	摘要（規格事項・管理事項・留意事項・補足説明・その他）
(埋戻し)	1層の仕上厚は 30cm 以下を基本とする。

これによる他は、共通仕様書に規定する土工（道路土工）を適用し、とくに品質管理基準（道路土工）に留意すること。

- 3) 施工手段・・・出来形、品質及び安全管理上、又は環境対策上、支障のない範囲において、請負者の裁量による、機種・性能・手段等の施工替えは、原則、設計変更の対象としない。
- 4) 数値仕様・・・本体工事に関わる計画変更等がない数量の変更は、契約(設計)変更の対象としない場合がある。
- 5) 土積仕様・・・工事内訳書(細目)に明示される積算対象は、次の状態の土量に区分して考えるものとする。
- a) 挖削・運搬類 --- 地山土量
 - b) 盛土・埋戻類 --- 敷均・締固後土量
- 6) 土質諸元・・・土質状況等の分類は、流用及び品質管理状況を鑑み、次の設定をもって標準とする。

種別・細目	土質分類	土量変化率		摘要(規格事項・管理事項・留意事項・補足説明・その他)
		ほぐし L	締固め C	
採取土路床盛土	砂質土(普通土)	1.20	0.90	採取土取場土砂状況:ルーズ(ほぐし土)
上記外土工全般	レキ質土(レキ混り土)	1.20	0.90	但し、既設車道外については、砂質土(普通土)が主体である

- なお、この設定の変更は、請負者による土質・土壤試験、気象データ、及びその他の調査資料を踏まえて、契約(設計)変更の対象とする場合がある。
- 7) 指示施工・・・別途、監督員の指示による施工が生じる場合がある。
 なお、これが併用の施工で、出来形、品質管理、及び購入が伴わない場合にあっては、原則、設計変更の対象としない。
- 8) その他・・・以上までの条項により難い場合にあっては、別途、監督員と協議すること。

生コンクリートについて（特記仕様書）

〔当該工事における本旨説明と留意事項〕

- 1) 気象要件・・・寒冷期外施工～コンクリートの打込み及び養生等は、外気温が5～25℃の範囲で実施しなければならない。
- 2) 監理仕様・・・レディーミクストコンクリート(JIS A5308)に適合するもので、次の配合条件をもって標準とする。

種類記号	設計基準強度	スランプ	空気量	最大水セメント比	粗骨材最大寸法	最小単位セメント量	構造物	セメント種類(混和剤)
C-1	18 N/mm ²	8 cm	%	%	mm	kg/m ³		混合(高炉) セメントB種 (A E 剂)
	N/mm ²	cm	%	%	mm	kg/m ³		
	N/mm ²	cm	%	%	mm	kg/m ³		
	N/mm ²	cm	%	%	mm	kg/m ³		
	N/mm ²	cm	%	%	mm	kg/m ³		

摘要：
◆ 共通仕様書に規定する「アルカリ骨材反応抑制対策」及び「塩化物総量規制」の実施を適用する。
◆ コンクリートの必要な養生期間は共通仕様書による。
◆ これらのは、共通仕様書に規定する「無筋、鉄筋コンクリート」を適用し、とくに品質管理基準(セメント・コンクリート)に留意すること。 ◆ これらの程度低下又は設計変更は、原則、できないものとする。

- 3) 監理留意・・・
 - a) 練混ぜ、運搬、吐出し、そして十分な締固め、結果、打ち終わるまでの時間は、2時間を超えないものとする。
 - b) 吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とし、コンクリートの表面が水平となるよう打込むものとする。
 - c) コンクリート打込みの1層の高さは、締固め能力を超えるものであつてはならない。
 - d) 2層以上の打込み時において、下層固化前に打設し、バイブレーターを下層に10cm程度挿入し上層と下層が一体となるように入念に締固めるものとする。また、打設中及び後の倒壊がないように十分留意しなければならない。
 - e) 監督員の指示又は設計図示等がない場合にあっては、施工間隔10m程度、及び他の構造物と接合する部分に、原則、伸縮継目を設置するものとし、厚さ1cmの瀝青系目地材料を標準とする。
 - f) 鉄筋(鉄筋コンクリート用棒鋼)を配置するにあっては、JIS G 3112に規定するSD345の使用を標準とする。
 - g) やむを得ず、せん断力を生じる位置に打継目を設ける場合にあっては、せん断に抵抗できるように段をつくると共に、用心鉄筋(D13 L=1m @50cm)を配置しなければならない。
 - h) プレキャスト化するにあっては、共通仕様書に規定する「セメントコンクリート製品」に適合し、工法において、このコンクリートの同等以上の効用と安全衛生が確保できることを前提に、監督員と協議すること。
但し、使用した製品について、諸元等の精査により設計変更する場合がある。

- 4) 設計変更・・・工程制限の中、やむを得ず、適切な外気温度及び環境状況が確保できないものと判断される場合は、共通仕様書に規定する寒中又は暑中コンクリートの取扱いに替えることができ、また、設計変更の対象とする場合がある。
これを含めて、本体工事に関わる計画変更等があるときは、設計変更の対象とする場合がある。
- 5) その他・・・これまでの条項により難い場合にあっては、別途、監督員と協議すること。

建設リサイクル法に係る対象建設工事について（特記仕様書）

- 1) この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられるものと考える工事である。
(なお、実施の義務付け化は、落札又は契約変更時で確定するものである。)
- 2) 実施が義務付けた場合は、すみやかに、建設リサイクル法第13条の規定による書面交付を、本課管理所掌に行うこと。
(書面とは、別添の協議書及び別記の様式を標準とする。)
- 3) 実施が義務付けた場合は、工事着手する日の7日前までに、建設リサイクル法第12条の規定による書面交付を、監督員に行うこと。
(書面とは、別添の説明書、届出書、及び分別解体等の計画等の様式を標準とする。)
- 4) 実施が義務付けた場合にあって、再資源化等が完了したときは、すみやかに、建設リサイクル法第18条の規定による書面交付を、監督員に行うこと。
(書面とは、別添の再資源化等報告書の様式を標準とする。)
- 5) 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた工作物等の解体においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則に定められた方法により分別解体等を実施すること。
分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび、土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。
また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等の監督をさせなければならない。
- 6) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、発生木材）は、下表のとおり再資源化等を実施すること。
また、工事状況、再資源化等施設の状況等、さらには請負者の都合又は裁量により、下表により難い場合は、その理由書並びに必要な資料を提出の上、変更等について監督員と協議すること。なお、これの変更は、資料等を踏まえて、契約（設計）変更の対象とする場合がある。

当該工事による特定建設資材廃棄物の再資源化等の当初設定表					※ 別添、案内（位置）図あり
種類	搬出数量	再資源化等施設名	〔所在地〕	※取り扱い種別	
コンクリート塊	232 t	ツバメ工業（株）	〔二海郡八雲町立岩18番地8〕	※C o, A s	
アスファルト・コンクリート塊	378 t	ツバメ工業（株）	〔二海郡八雲町立岩18番地8〕	※C o, A s	
発生木材（拔根・伐木除く）	- t				

※実施が義務付けた場合は、当初設定において発生しないものとしている種類の特定建設資材廃棄物であっても、原則、2) 3) 4) を適用する。

資源有効利用促進法及び建設副産物実態調査に係る対象建設工事について（特記仕様書）

【1】資源有効利用促進法

- 1) この工事は、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号、以下「リサイクル法」という）に基づき、再生資源の利用（再生材の搬入）及び再生資源の利用促進（再資源化施設への搬出）の実施が義務付けられるものと考える工事である。
- 2) 実施の義務付け化は、次の要件の場合による。
 - a) 再生資源の利用計画について（資材の現場搬入に係る計画において）
 - ・ 500m³以上の土砂
 - ・ 500t以上の碎石
 - ・ 200t以上の加熱アスファルト混合物のいずれか該当する場合
 - b) 再生資源の利用促進計画について（資材の現場搬出に係る計画において）
 - ・ 500m³以上の建設発生土
 - ・ 200t以上のコンクリート塊、アスコン塊
 - 、建設発生木材（の合計）のいずれか該当する場合
- 3) 実施が義務付けた場合は、工事受注後、又は変更協議後、すみやかに、もしくは施工計画書（変更計画書も含む）の提出にあわせて、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、監督員に提出すること。また計画を工事現場の見やすい場所に掲示し公講習の際に供する事。
- 4) 実施が義務付けた場合にあって、状況の把握が完了したときは、すみやかに、又は工事完成後、もしくは竣工書類の提出にあわせて、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成して、監督員に提出すること。また計画を工事現場の見やすい場所に掲示し公講習の際に供する事。

【2】建設副産物実態調査

この工事では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、いわゆる「建設サイクル法」のこと）附則第4条、及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年建設省）等を背景とする国土交通省所管の建設副産物実態調査（センサス）の対象に義務付けられるものとする。

【取扱留意事項】

- a) 原則、建設副産物情報交換システム（COBRIS等）による。これにより難い場合、国土交通省が提供するエクセル形式の様式を活用する。
- b) 提出の媒体方法については、工事監督員の指示による。
- c) これまでの他又は詳細については、工事監督員の指示もしくはその他協議等による。

交通規制について（特記仕様書）

- 1) この工事は、目的構造物の安全性、施工性、及び品質等を確保するために、やむを得ず必要と認める範囲で、車両及び歩行者等の通行規制、並びに交通誘導警備業務が伴うものと計画する上で、あらかじめ、下記に明示するので、考慮(留意)すること。

《基本考慮事項》

- a) 路線状況 単路状況（一部交差点部考慮）
- b) 規制制限 原則、片側交互通行までの制限（一時通行止可）
- c) 誘導配置 . . . (主状況) . . . 工事(規制)区間前後に各1名以上の配置
(従状況) . . . 交差点部に1名以上の配置

- 2) 交通誘導(警備業務)員の資格等について

本工事は、一般国道、主要道道、又は市街地に係る工事現場でないため、
警備業法に定める「交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員」を、交通誘導警備業務を行う場所（他の警備員の指揮及び監督できる範囲）ごとに、配置することは、支障のない範囲で、課せられない。

なお、参考までに、設計積算上の区分は右表のとおりとする。

設計労務単価区分	定義
交通誘導員A	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員
交通誘導員B	交通誘導員A以外の警備員

- 3) 上記までの条項に基づくこの程度低下又は廃止もしくは設計変更は、次の場合を除いて、原則、できないものとする。

- i) 所轄警察署及び関係機関等との協議により計画変更が生じた場合
- ii) 交通規制に関わる主工種の計画変更が生じた場合
- iii) その他やむを得ない事情が生じた場合

- 4) 上記までの条項により難い場合にあっては、別途、監督員と協議すること。

本線には接続する中学校が存することから、交通規制については原則片側交互通行とし学校行事等の中学校が指定する期間においては、工事休止、全面相互の開放、及び段差解消をもって交通供用すること。